

特別支援教育関係資料

平成19年9月12日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1 特別支援学校（盲・聾・養護学校）の現状

(1) 学校数・幼児児童生徒数

(平成18年5月1日現在)

区分	学校数	在学者数(人)						計	
		幼稚部	小学部	中学部	高等部				
					本科	専攻科			
盲学校	71校	268	678	448	933	1,361	2,294	3,688	
聾学校	104	1,263	2,210	1,279	1,433	359	1,792	6,544	
養護学校	計	831	117	29,806	21,894	42,396	147	42,543	94,360
	知的障害	543	57	20,585	16,060	34,604	147	34,751	71,453
	肢体不自由	197	59	7,811	4,455	6,392	0	6,392	18,717
	病弱	91	1	1,410	1,379	1,400	0	1,400	4,190
総計	1,006	1,648	32,694	23,621	44,762	1,867	46,629	104,592	

(2) 高等部の学科数

①盲学校

(平成18年5月1日現在)

	普通	保健医療	医療	理学療法	家政	音楽	その他
本科	54	44			1	2	2
専攻科	1	35	59	3		3	4

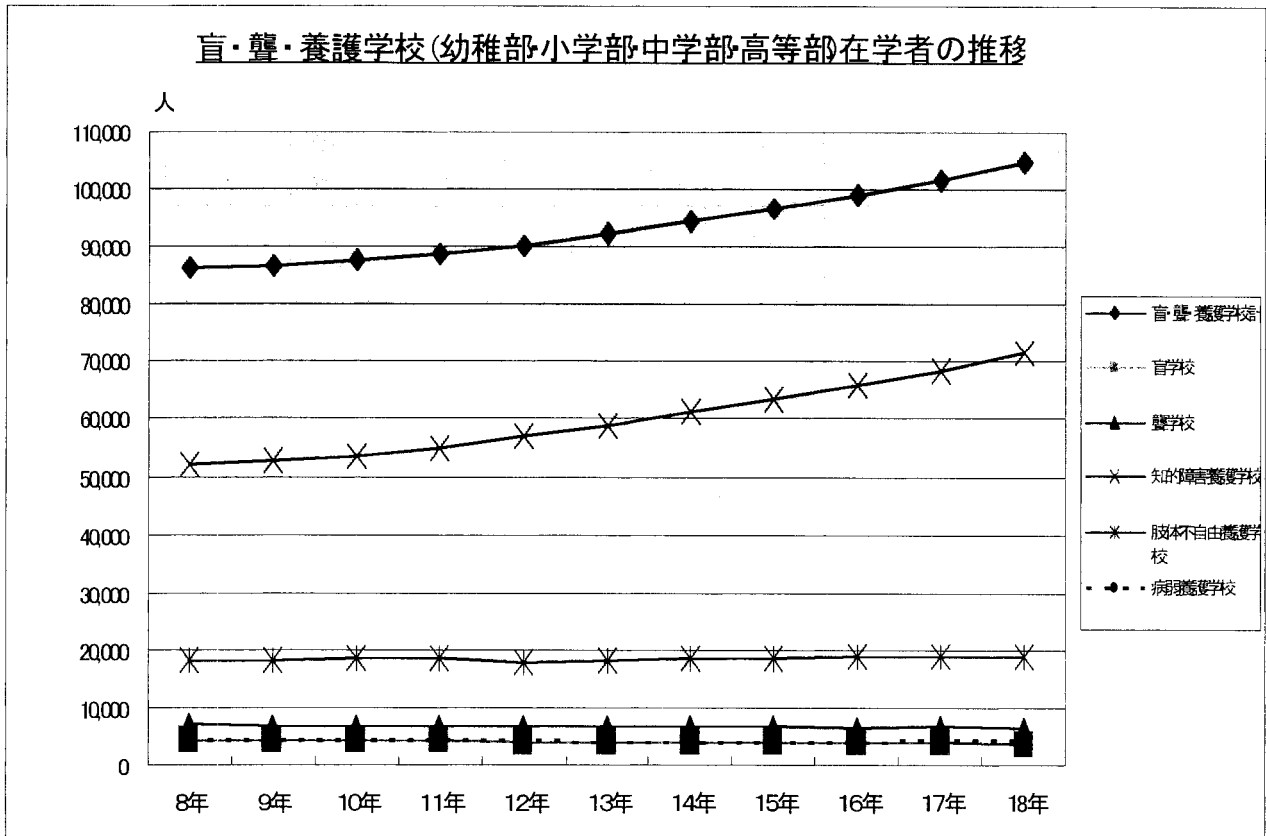
②聾学校

	普通	機械	産業工芸	デザイン	印刷	家政	被服	理容
本科	53	5	36	2	6	2	22	16
専攻科	5	3	14	2	4		10	13
	美容	クリーニング	美術	セラミック	技術材料	歯科技工	その他	
本科	1	1	1	1	2		12	
専攻科	2			1	1	2	12	

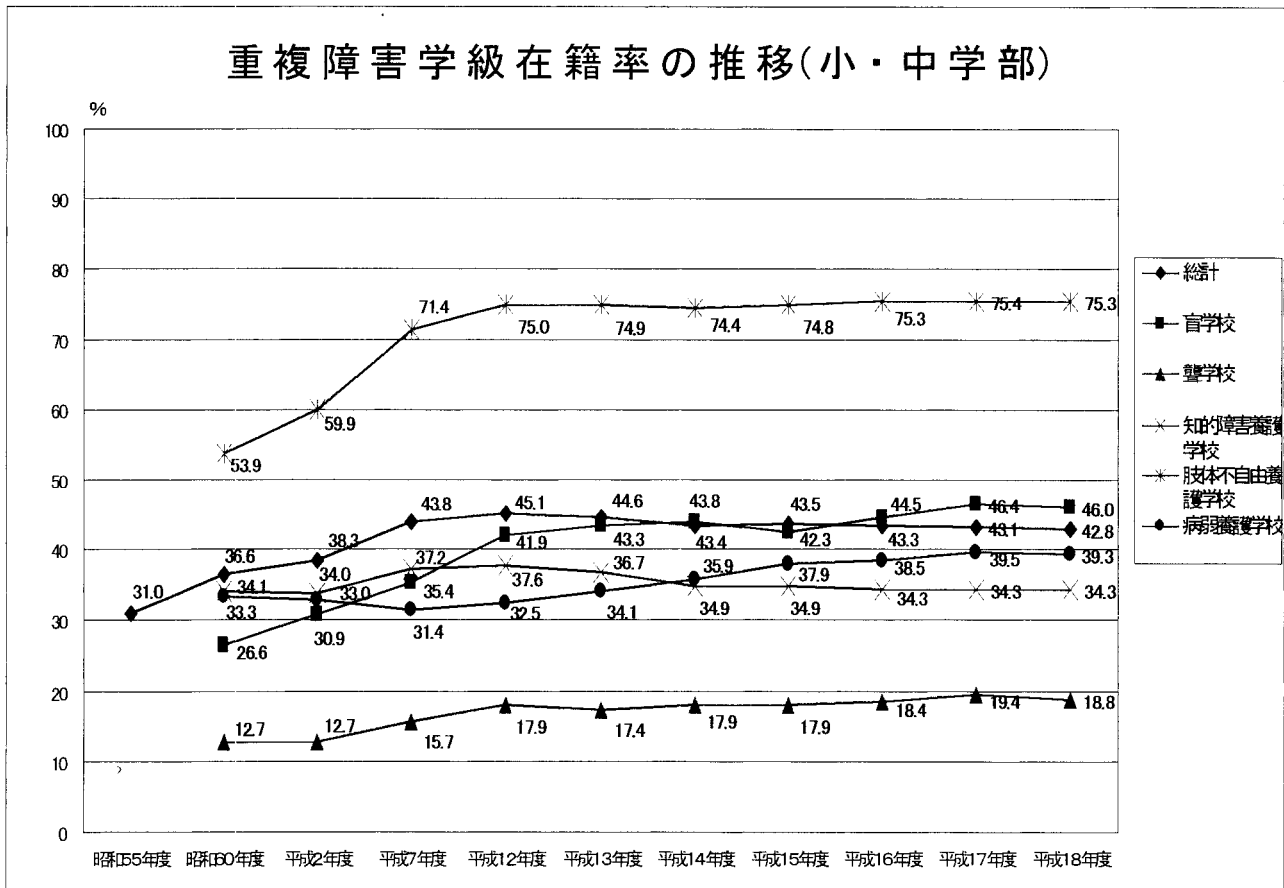
③養護学校

知的障害		普通	農業関係	工業関係	商業関係	家庭関係	産業
	本科	443	20	35	1	20	33
専攻科	8						
肢体不自由		普通	工業関係	商業関係	家庭関係		
	本科	161	3	3	2		
病弱		普通	産業				
	本科	55	1				

(3) 幼児児童生徒数の推移



(4) 重複障害学級在籍率の推移

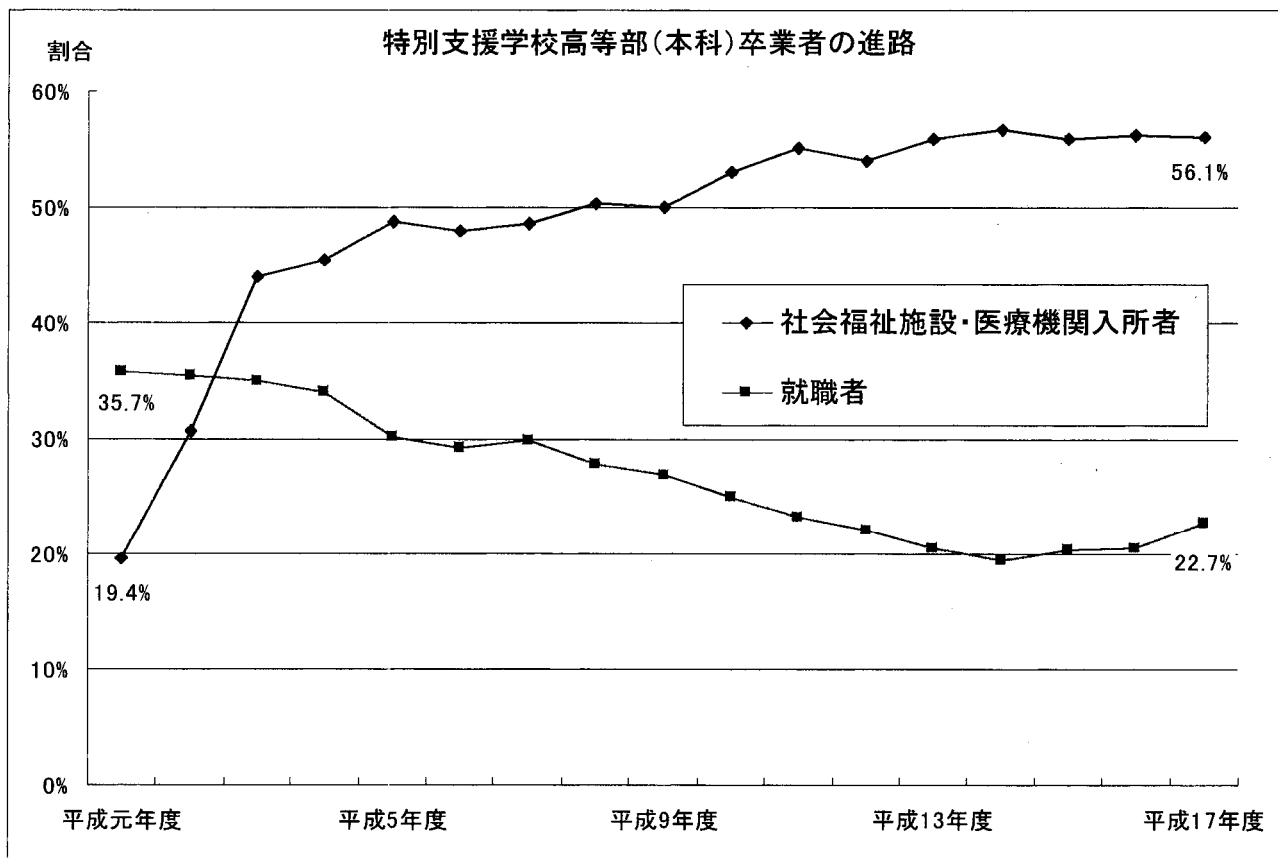


(5) 高等部（本科）卒業者の進路状況

(平成18年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
盲・聾・養護学校高等部計	人 13,853	人 542 (3.9%)	人 532 (3.8%)	人 3,148 (22.7%)	人 7,769 (56.1%)	人 1,862 (13.4%)
盲学校	299	120 (40.1%)	8 (2.7%)	43 (14.4%)	78 (26.1%)	50 (16.7%)
聾学校	663	280 (42.2%)	66 (10.0%)	215 (32.4%)	71 (10.7%)	31 (4.7%)
養護学校計	12,891	142 (1.1%)	458 (3.6%)	2,890 (22.4%)	7,620 (59.1%)	1,781 (13.8%)
知的障害養護学校	10,615	77 (0.7%)	327 (3.1%)	2,688 (25.3%)	6,227 (58.7%)	1,296 (12.2%)
肢体不自由養護学校	1,939	34 (1.8%)	93 (4.8%)	150 (7.7%)	1,240 (64.0%)	422 (21.8%)
病弱養護学校	337	31 (9.2%)	38 (11.3%)	52 (15.4%)	153 (45.4%)	63 (18.7%)

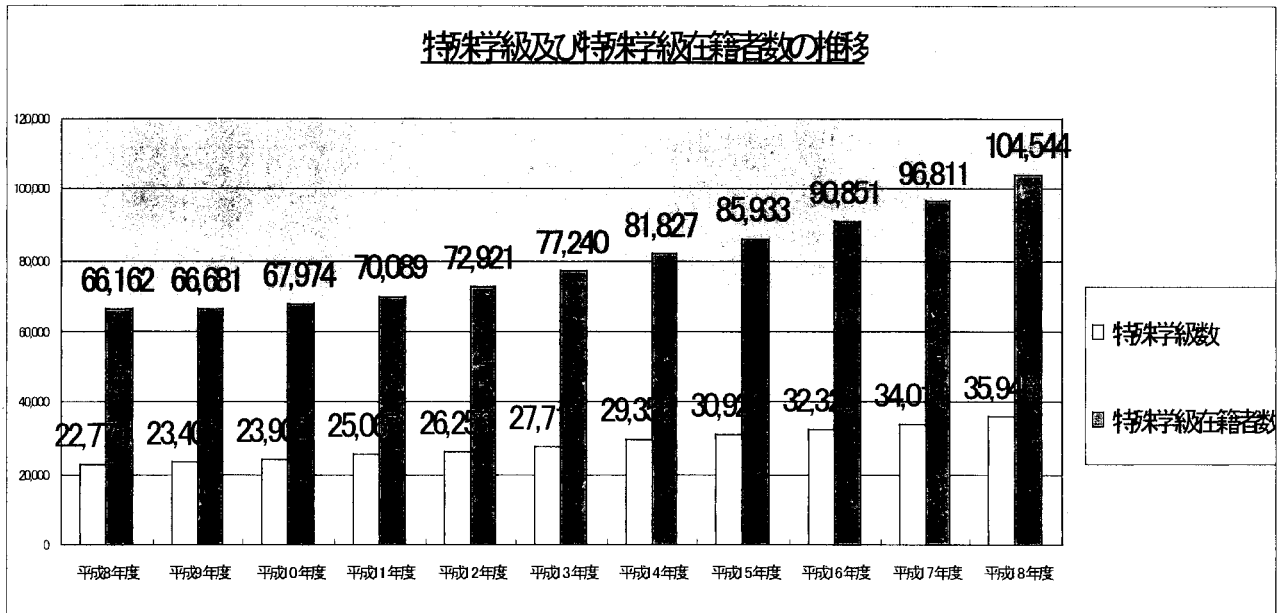
※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。



2 小・中学校の特別支援学級の現状

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の学級がある。

（平成18年5月1日現在）

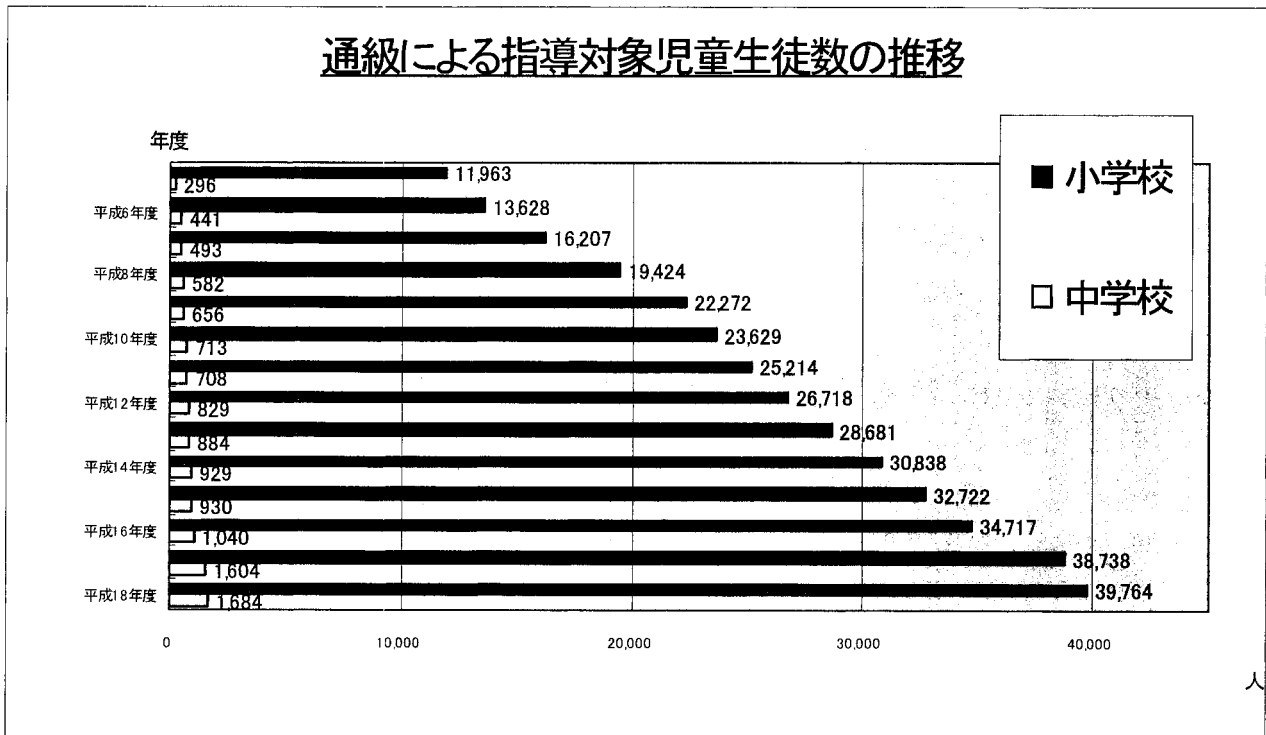


区分	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知的障害	13,363	42,085	6,512	21,153	19,875	63,238
肢体不自由	1,737	3,024	576	893	2,313	3,917
病弱・虚弱 （※ 院内学級を含む）	669	1,279	282	449	951	1,728
弱視	196	252	60	83	256	335
難聴	447	822	213	354	660	1,176
言語障害	335	1,150	52	71	387	1,221
情緒障害	8,247	24,539	3,257	8,390	11,504	32,929
総計	24,994	73,151	10,952	31,393	35,946	104,544

※ 院内学級とは、学校教育法第75条第3項の規定「前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」に基づいて病院内に設置される病弱・身体虚弱の特別支援学級をいう。

3 通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などである。



(平成18年度5月1日現在)

区分	小学校				中学校				合計		
	自校通級	他校通級	巡回指導		自校通級	他校通級	巡回指導		自校通級	他校通級	巡回指導
言語障害	10,885	17,978	664	186	51	115	20	29,713	10,936	18,093	684
自閉症	949	2,537	76	350	98	239	13	3,912	1,047	2,776	89
情緒障害	779	1,553	33	533	176	350	7	2,898	955	1,903	40
弱視	15	100	13	10	2	8	0	138	17	108	13
難聴	248	1,105	142	282	70	165	47	1,777	318	1,270	189
学習障害	682	459	54	156	79	64	13	1,351	761	523	67
注意欠陥多動性障害	625	807	39	160	63	88	9	1,631	688	895	48
肢体不自由	5	0	0	1	1	0	0	6	6	0	0
病弱・身体虚弱	3	11	2	6	1	5	0	22	4	16	2
計	14,191	24,550	1,023	1,684	541	1,034	109	41,448	14,732	25,584	1,132
	95.9%			4.1%				100.0%	35.5%	61.7%	2.7%

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1086万人

重



障害の程度

軽

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害

肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.52 (%)

(約5万6千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由

病弱・身体虚弱
言語障害
情緒障害

0.96 (%)

(約10万5千人)

1.86 (%)

(約20万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害

自閉症
情緒障害
学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)

0.38 (%)

(約4万1千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等

6.3%程度の在籍率^{※1}

(約68万人)

※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関へのご周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭に必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネ